

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

NO.753

11

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>

霜月

November 2012



■みやき町 秋に咲くひまわり

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- ・年金委員の皆様へ『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう! 2
- ・11月は「ねんきん月間」です 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・死亡に関する健康保険給付「埋葬費」 4
- ・申請書ネットプリントサービスを開始しました 5
- ・「保険料負担軽減に向けた署名活動」について(署名数の報告) 5

●佐賀県社会保険協会

- ・平成24年度 社会保険事務講習会開催のごあんない 6
- ・第50回佐賀県健康保険委員・年金委員会唐津ブロックソフトボール大会結果報告 7
- ・平成24年度 年金シニアライフセミナーのごあんない 7

○年金相談窓口開設等のご案内 8

●平成24年10月1日 街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)がオープン! 8

●社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

年金受給者の
みなさまへ



『扶養親族等申告書』は 期限までに提出しましょう！

老齢年金でその年に支払いを受ける年金額が一定額(※)以上の場合、各支払月に支払われる額から所得税が源泉徴収されます。



65歳未満の方 年金額 **108万円**

65歳以上の方 年金額 **158万円**

そのため、配偶者控除や扶養控除等の各種控除を受けるためには、毎年「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」のハガキを提出していただく必要があります。この申告書のハガキは、対象となる方へ11月上旬に日本年金機構から送付されます。

※源泉徴収の対象とならない方には、このハガキは送付されません。

この「扶養親族等申告書」を提出されなかった場合は、各種控除が受けられず、提出された場合より源泉徴収税額が多くなることがあります。

提出期限までに忘れずに提出してください。

お問い合わせは
「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165 (イイロウゴ)へ！

佐賀県内の年金事務所へは相談内容に応じて以下の電話番号におかけください

年金事務所

相談内容

電話番号

佐賀
年金事務所

- 厚生年金の加入などに関するご相談 **0952-31-4192**
- 厚生年金の保険料に関するご相談 **0952-31-4193**
- 国民年金の加入、保険料などに関するご相談 **0952-31-4194**
- 年金の請求手続きなどのご相談 **0952-31-4191**

唐津
年金事務所

- 厚生年金の加入などに関するご相談 **0955-72-5162**
- 厚生年金の保険料に関するご相談 **0955-75-3231**
- 国民年金の加入、保険料などに関するご相談 **0955-72-5163**
- 年金の請求手続きなどのご相談 **0955-72-5161**

武雄
年金事務所

- 厚生年金の加入などに関するご相談 **0954-23-0122**
- 厚生年金の保険料に関するご相談 **0954-22-5546**
- 国民年金の加入、保険料などに関するご相談 **0954-23-0123**
- 年金の請求手続きなどのご相談 **0954-23-0121**

11月はねんきん月間です

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくために、公的年金制度の普及や啓発活動をいたします。

全国的な 取組

- 公的年金制度の意義や、公的年金制度と国民の皆さま方との結びつきなどについて、皆さまと一緒に考えていきたいと「わたしと年金」をテーマとして、公的年金の大切さ・関わりなど、エピソードを盛り込んだ内容で、広く国民の皆さまにエッセイをご応募いただいております。優秀作品につきましては、日本年金機構ホームページで11月下旬に発表させていただきます。

佐賀県での 取組

- 会社や地域において、厚生年金保険や国民年金の啓発、相談、助言などを行っていただく「年金委員」の皆様へ、『**年金委員研修会**』を実施いたします。
- 次世代を担う世代の方へ、年金制度の普及・啓発活動の取組として、大学生等の方を対象にした「**年金セミナー**」を実施いたします。
- お客様から直接、日本年金機構のサービス改善について、ご意見ご要望をお聴きする「**サービスモニター会議**」を佐賀年金事務所で開催いたします。

国民年金保険料を納めましょう！

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

平成24年度の国民年金保険料額は、一ヶ月14,980円です。12月末日までに納めた国民年金保険料は確定申告の際、「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。（ご本人分の保険料だけでなく、ご家族分の保険料を納付された場合も控除の対象となります。）

まだ納付がお済でない方は、至急お近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

●死亡に関する健康保険給付…「埋葬料(費)」

被保険者または被扶養者が亡くなったときは、

埋葬料(費)という給付があります

申請にあたっては埋葬料(費)支給申告書に必要事項を記入いただき、必要書類を添付のうえ協会けんぽにご提出ください。死亡された方と申請される方の関係により、必要書類等が異なります。

埋葬料
家族埋葬料

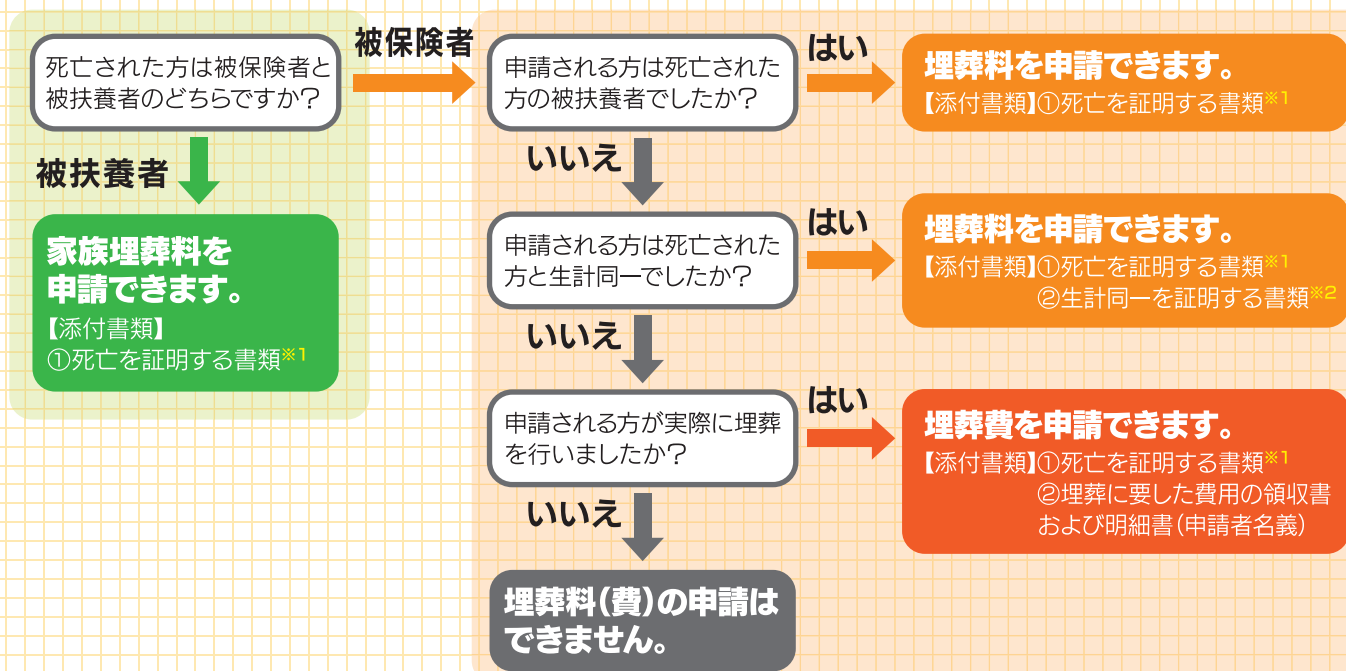
5万円が支給されます。

埋葬費

5万円を上限として、実際に埋葬に要した費用(※)が支給されます。

(※)霊柩代・霊柩車代・火葬料・葬壇一式料など。葬儀の際の飲食費などは対象外

埋葬料(費)のフローチャート



※1 死亡を証明する書類(いずれか1つ)……………事業主の証明(申請書内の事業主証明欄)または、死亡診断書(写)・埋葬許可証(写)・死亡された方の住民票 など

※2 生計同一を証明する書類……………【同居の場合】住民票(被保険者と申請者が記載されているもの)
【別居の場合】被保険者に生計維持されていたことを証明する書類(定期的な仕送りの事実が分かる預金通帳の写し・死亡された方が申請者の公共料金等を支払ったことが分かる領収書の写し など)

資格喪失後に死亡した場合

資格喪失後に被保険者が亡くなった場合でも、次のいずれかの要件を満たした場合には、埋葬料(費)の支給を受けることができます。

- ①被保険者であった方が、資格喪失後3ヵ月以内に亡くなった場合
- ②被保険者であった方が、資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている間に亡くなった場合
- ③被保険者であった方が、資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けなくなってから3ヵ月以内に亡くなった場合

※被扶養者が亡くなった場合については、資格喪失後の家族埋葬料の支給はありません。①～③いずれかに該当する場合以外は、資格喪失後に加入した健康保険にお問い合わせください。(後期高齢者医療制度被保険者(75歳以上および後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた65歳以上75歳未満の方)が亡くなった場合には、市町村役場の後期高齢者医療制度担当係にお問い合わせください。)

申請書ネットプリントサービスを開始しました

協会けんぽの各種申請書を、全国のセブン-イレブンに設置されてあるマルチコピー機で印刷できるサービスを開始しました。プリンタがご利用できない場合等で、お急ぎで用紙が必要なときにご活用ください。(A3用紙1枚あたり20円のプリント料金がかかります。)

※ご利用の際は、コピー機端末に申請書番号(プリント予約番号)を入力する必要があります。あらかじめ協会けんぽホームページで操作方法と申請書番号をご確認ください。

※プリンタがご利用できない場合等で、用紙の送付を希望されるときは、従来通り協会けんぽ佐賀支部にお電話でご依頼ください。



「保険料負担軽減に向けた署名活動」について(署名数の報告)

本年5月より開始した保険料負担軽減に向けた署名活動について、途中経過をご報告いたします。

平成24年10月18日現在

(全国計) 署名総数: **3,154,495 筆** ※被保険者数(全国)の約16.1%

(佐賀支部計) 署名総数: **56,852 筆** ※被保険者数(佐賀支部)の約35.4%

多くの加入者・事業主の皆様にご協力をいただき誠にありがとうございます。

今後の取組みとして、11月6日(火)に協会けんぽとして初めての「全国大会」の開催を予定しています。皆様からいただいた署名は全国大会の場で最終的な署名筆数を披露した上で、内閣総理大臣あてに提出いたします。

要請事項

- ・協会に対する国庫補助金の補助率を法律上の上限である20%(現在16.4%)に引き上げること。
- ・公費負担の拡充をはじめとして、高齢者医療制度を抜本的に見直すこと。

署名活動の詳細については協会けんぽホームページをご覧ください。



メールマガジンに
ご登録ください

保健師だより(健康づくりに関するお役立ち情報)や健康保険制度・保険料率・手続きなどについての最新情報を、毎月2回配信しております。無料で簡単にご登録いただけますので、ぜひご利用ください。

登録方法・バックナンバー等については協会けんぽ佐賀支部ホームページをご覧ください。



〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

TEL 0952-27-0611

メールマガジン(無料)会員募集中です。
詳細はホームページをご覧ください。

協会けんぽ 佐賀

検索



平成
24
年度

社会保険事務講習会開催のご案内

『適用事務の基礎』

資格取得喪失及び算定基礎届、月額変更届など社会保険の適用に関する事務の基礎を学びます。

地 区	日 時	会 場
鳥 栖 会 場	平成24年11月21日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
伊 万 里 会 場	平成24年11月28日(水)	伊万里市民センター (伊万里市松島町391-1)
武 雄 会 場	平成24年11月29日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐 賀 会 場	平成24年12月5日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施期間 各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄 **50名** 鳥栖・唐津・伊万里 **30名** (定員になり次第締め切ります)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者 事業所の社会保険事務担当者

参 加 費 **会員事業所は無料** (但し、平成24年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



FAXにて
ご参加の方は
下記申込書で

〈キリトリ線〉

社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号				☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場日時	(鳥栖 ・ 伊万里 ・ 武雄 ・ 佐賀) 会場 / 平成 年 月 日 ()			
参加者氏名(2名まで)				
事 業 所 名				
事 業 所 所 在 地	〒 事業所電話番号 ()			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

唐津ブロック ソフトボール大会

平成24年9月22日 サンスポーツランド相知において、第50回佐賀県健康保険委員・年金委員唐津ブロックのソフトボール大会(社会保険協会共催・唐津年金事務所・健康保険協会佐賀支部後援)が、唐津・伊万里地区の予選を勝ち抜いて出場された8チームにより開催されました。

優勝 松籟会
準優勝 JAからつ唐津東部
第3位 山のサナーレ・クリニック
第4位 堀田病院



平成24年度

年金シニアライフ セミナー開催のご案内

佐賀県社会保険協会では、厚生年金保険の被保険者及びその配偶者を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後の生きがい、家庭経済に必要な知識を提供し、充実したシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催いたします。

実施時間
各会場共通

12:40受付
13:00開始
16:40終了

●佐賀会場

平成24年11月11日(日) 会場/マリトピア

佐賀市新栄東3-7-8

●鳥栖会場

平成24年11月18日(日) 会場/サンメッセ鳥栖

鳥栖市本鳥栖町1819



対象者

50歳以上の厚生年金の被保険者及び配偶者の方
健康保険委員・年金委員等 ◎特にご夫婦の参加をお勧めします

募集定員

各会場とも50名(ただし、申し込み先着順とします)
※受講決定者には後日、案内のハガキをお送り致します。

内容

退職後の健康保険・年金・雇用保険等について
ライフプランと生きがい・家庭経済等



下記の参加申込書にご記入の上、郵送またはFAXにてお申し込み下さい。
定員になり次第締め切ります。

●お申込みお問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

●主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会・全国社会保険委員会連合会



FAXにて
ご参加の方は
下記申込書で

〈キリトリ線〉

年金シニアライフセミナー 参加申込書 FAX.0952-26-3377

参加希望会場	1. 佐賀会場 2. 鳥栖会場		
事業所名			
参加者氏名	(被保険者・健保・年金委員)	年齢	歳
参加配偶者氏名		年齢	歳
参加者住所	〒	参加者TEL	

※申込書にご記入して頂きました情報は、このセミナー以外の目的には使用いたしません。

平成24年12月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 延長相談 19時まで	4 鹿島市民会館 (予約)	5 多久市役所 (予約)	6	7 伊万里市役所 (予約)	8 年金事務所 休日相談日
9	10 延長相談 19時まで	11 基山町役場 (予約)	12 有田町役場 東庁舎 (予約)	13	14 伊万里市役所 (予約)	15
16	17 延長相談 19時まで	18 鹿島市民会館 (予約)	19 多久市役所 (予約)	20	21 伊万里市役所 (予約)	22
23/30	24/31	25 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談	26 有田町役場 本庁舎 (予約)	27	28 伊万里市役所 (予約)	29

年金相談の
時間延長

週初めの開所日
17:15～19:00

年金事務所
休日相談日

県内年金事務所の休日相談日
受付時間 9:30～16:00

出張相談 予約制 相談時間 10:00▶15:00

出張相談所	予約申込先
多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所での予約による年金相談も受付けております。
※希望される日の前日までに申し込めください。

- 佐賀年金事務所……………☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所……………☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所……………☎0954-23-0121

※唐津・武雄年金事務所は、
第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

街角の年金相談センター 鳥栖(オフィス)がオープン!

24年10月1日

相談日時を
ご予約いただけます!

予約専用電話番号

☎0942-50-8151



日本年金機構は、年金相談のお客ニーズに因るため、10月1日(月)から、「街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)」を鳥栖市役所東別館1階に開設しました。

同センターでは社会保険労務士等が年金事務所と同様に、国民年金や厚生年金保険の受給に関するご相談や手続きを無料で行いますので、是非ご利用ください。

また、お客様をお待たせすることが無いように、相談は原則予約制となっています。

なお、同センターが開設されることから、これまで毎月第1～第4木曜日に鳥栖市役所2階で行ってまいりました、佐賀年金事務所の出張相談は9月末をもって廃止されましたので、ご了承ください。

場所 鳥栖市役所東別館1階

時間 平日の午前8時30分～
午後5時15分

(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成24年10月分保険料の納付期限は平成24年11月30日(金)です。

ご注意
ください

※平成24年11月分の社会保険料計算に係る届書は12月6日(木)までに到着するようお届けください。
その後に到着した場合は平成24年11月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。